

一、高二拾九石八斗七升七合

石川郡田井村

免五ツ六歩九厘

本高五拾石

免三ツ四歩

外 口米定納壹石に付而八升宛

夫銀定納百石に付而百四拾目宛

但朱封銀春秋兩度

右除山川竹木、全可有收納者也。

承應三年十二月四日

印

經 王 寺

○越前經應寺來歴

舊傳に云ふ。天正の初め頃なりけん、朝倉義景越前國の領主たりし頃、郷土に上木新兵衛といふ人あり。或時越前白鬼女の渡場にて黄金百兩を拾ひけり。此の由近郷へいひ觸れけれども、落し主出で來らず。上木歎きて渡場に其の由を書き記して建て置きたり。翌年の夏、下越後筋へ帷子の白布を賣りに行く商人來り、白鬼女の渡場に、去秋此の所にて金子入の袋失ひたるよしを語る。渡守聞きて右の趣を云ひ、行きて乞ひ給へといふ。商人悦びて上木方へ尋ね行き、

件の趣を語りけり。上木悦びて則ち彼の金子入の革袋を取り出し、其のまゝ渡したり。彼の商人上木が無欲を感じ、更に心を騙して曰く、此の金子失ひし砌は、渡世如何せんとう方にくれしが、何かとする内に勝手も取り續きぬ。今は此の金子不申請とも不苦なり。御身に備りたる金子なればこそ拾ひ給ひぬ。我にあたはらざる金なればこそ落しけれ。兎にかく申請聞敷と互に口論に及び、遂に奉行所へ聞え裁判と成る。双方申分神妙也。此の上は金子半額宛配分し可取之との事也。然らば互に五十兩の損と批判して事濟みたりけり。かくて上木は、此の金子私用にするは本意に非ずとて、一寺建立を思ひ立ち、不足の分は奉加して、遂に一寺建立落成し、上木は日蓮宗なるにより、經王寺と號しける。是越前經王寺の草創なり。右上木新兵衛の子も俗名新兵衛と呼べり。一女子あり。容儀宜しき故に、前田家元祖大納言利家卿能登國に入部し給ふ頃より召仕はれ、肥前名護屋陣營へ召寄せられ、彼の地にて懷妊し、金澤城に於て男子を出生す。是中納言利常卿也。依之上木の一族加州へ召出さる。又小幡宮内は彼の生母と異父兄弟、上木

は父方なりと云ふ。さて利家卿薨逝後、彼の生母は落飾して壽福院殿と稱し、金澤小立野に一寺を建立せられ、越前の經王寺より住職の出家を迎へられ、建立の一寺をも經王寺と號し、越前經王寺の末寺なりしかど、後には能登國瀧谷妙成寺の末寺とは成りたり。右傳説は、續漸得雜記に載せたり。按ずるに、三壺記には、利光卿の御生母東の丸様と小幡宮内と一つだねにて、此の父常に慈悲ふかく、下々をめぐみ被成事、あけてかぞふるにあきたらず。中にも一とせ越前にて鷹野に出でらるゝ折ふし、白鬼女の川にて東國の順禮、水をあびて上方へ通りける跡へ、鷹を仕うて候へば、かねの入りたる袋を忘れて通りける。不便に思ひ人を付け置き、彼の順禮取りに返らぬ事はあらじ、渡し遣すべしと申付く。案の如く順禮取りに歸りければ、彼の路錢の入りたる袋を渡しける。順禮申すやうは、路錢を失ひては後へも先へも行く事かたく、既に飢渴に及ばん時は乞食をして食をつなぎ、其上にいかなる惡念生じ盜賊仕るか。然らば大願空敷のみならず、未來惡業を請くべきに、斯く御恩を請くる事難有御事なり。此の御恩を謝せずんば、諸

願空しかるべし。我西國三十三ヶ所の札所にて、貴公の末繁昌に榮え給ふべき祈願私なく祈念仕るべし。若し利生瑞現ましまさば、此の順禮が所願成就と思召せと、暇申して登りしが、情は人の爲ならず、廻りて後々は、我が身のうへの善果の種と成りにけりと、壽福院殿久々召仕はれし女中年寄りて付き奉り有りしが、人々に物語せしよし記載す。按ずるに、上木新兵衛が越前白鬼女の渡場にて金子入の袋を拾ひたりし傳説と同話ならんか。又能登國羽咋郡徳田村邊にての傳説は、右傳説と甚だ異也。水野三春が庸夫俚談に云ふ。昔美濃國に盲目の法師ありけり。望む事ありて、一年都に登らんと思ひ出でたつ。岐阜わたりの髪結所にて髪そり、暫し休らひてゐにけり。髪結の主あたりを見るに、則ち綿のやうのもて包める物あり。披き見れば金子也。主驚き此はさきの法師が忘れしならんと、いそぎ追ひ行きけるに、三里許りにして追ひ付ぬ。法師悦びつゝ、我が年頃望む事あれば、辛うじて得たる金銀なり。忘れつる事の恥かしさよ。我が得べきかねならずとぞ思ふ。願はくは、君に參らせんといふ。主云ふ。此の金子持